

浜松市津波対策事業基金に関する条例

平成 24 年 9 月 25 日

浜松市条例第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、東日本大震災を踏まえ、今後想定される津波から市民の生命、身体及び財産を守るための津波対策事業に関する経費に充てるため設置する浜松市津波対策事業基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定める。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に定めるところによる。

- (1) 予算で定める額
- (2) 寄附金

(管理)

第 3 条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、津波対策事業に関する経費に充てるときに限り処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。